

平成26年12月5日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 様

特別区長会

会長 西川 太一郎

福祉制度にかかる緊急要望

現在、国が進める社会保障制度改革により、従来の福祉制度は大きく変わろうとしております。平成27年度には介護保険法の改正をはじめ、子ども・子育て支援新制度や生活困窮者自立支援法の施行など、新たな制度が開始されます。

特別区では、国の進める制度改革に適切に対応し、様々な施策や事業を円滑に実施するため、準備作業に取り組んでいるところです。現在は、平成27年度予算の編成作業を進めておりますが、未だに、制度の具体的な業務内容や補助基準等が示されておらず、各区とも大変苦慮しているところです。今後、示される基準によっては、区の超過負担が生じることが懸念され、現行のサービス水準を維持することが困難になることも予想されます。

また、消費税率引き上げが先送りされる中で、来年度から新たな制度を予定どおり開始する場合には、更なる区の負担が生じることも危惧されます。

特別区といたしましては、社会保障制度改革に的確に対応し、住民へ適切なサービスが提供できるよう、下記の事項について緊急に要望いたします。

記

【児童福祉分野】

- 1 私立幼稚園（教育標準時間認定子ども）の預かり保育補助について、現行私学助成での預かり保育と地域子ども・子育て支援事業の1つである一時預かり事業（幼稚園型）のどちらを実施する場合であっても、同等の水準を確保すること。また、保育認定（満3歳以上）の施設型給付とも同等の水準を確保すること。
- 2 子ども・子育て支援新制度に基づく「保育の必要性の認定」、「特定教育・保育施設及び地域型保育事業の確認」及び改正児童福祉法に基づく「保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用調整」の事務処理に係る留意事項等について、早急に示すこと。

- 3 この間の保育ニーズに的確に対応するため、東京都認証保育所や自治体独自の小規模認可外保育施設を整備してきている状況を踏まえ、「認可化移行支援事業」の補助対象に、「小規模保育事業 A 型・B 型」を加えること。
- 4 安心こども基金を活用した保育所施設整備補助は単年度となっており、国の予算案が発表されて初めて、翌年度までの 1 年間の延長が明確になることから、スケジュール的にかなり無理な整備・建替が続いている。子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、保育所の供給計画も明らかにしており、区市町村が計画的な保育施設の供給を可能とするため、保育所施設整備補助を安定的に継続すること。
- 5 放課後子ども総合プランに基づく区市町村の取組に対する財政的な支援策を早急に示すこと。

【生活福祉分野】

- 1 生活困窮者自立支援法による各事業について、十分な財源を確保し、各自治体の実施状況に応じた柔軟な財政措置を行うとともに、国庫負担・補助基準額の具体的な算定方法等を速やかに提示すること。
- 2 現行の都区共同事業によるホームレス対策の枠組みや、事業規模、事業内容を維持するとともに、ホームレス対策に対する国の責務を踏まえ、大都市特有の課題として一般の生活困窮者対策と別枠で十分な財源を確保すること。
- 3 セーフティネット支援対策等事業費補助金について、十分な財源を確保し、自立支援プログラムなど生活保護制度を補完する事業に対しては、従前通り 10/10 の財政措置を講じること。

【高齢者福祉分野】

- 1 介護保険制度の改正に伴う在宅医療・介護連携推進や新たな総合事業の実施など、円滑な事業の実施に向けて、各自治体において十分な検討や準備が図れるよう、早期に詳細な制度設計及び情報の提供を行うこと。
- 2 在宅医療・介護連携の推進に向けた地域包括ケアシステム構築のため地域支援事業の充実や地域包括支援センターの機能強化などの事業を実施することになることから、その実施にかかる経費については、区に超過の財政負担が生じないよう財源措置をすること。
- 3 介護保険制度など的高齢者施策を安定して運営していくためには、介護従事者等の福祉人材の確保が必須である。慢性的な介護人材不足を解消するとともに、質の高い人材の確保・育成及び人材の定着に向け、総合的な対策の実施及び財政支援をすること。

【障害者福祉分野】

- 1 障害福祉サービスにかかる自立支援給付費等について、区の超過負担が生じないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- 2 地域生活支援事業に対する国の補助について、事業経費の 1/2 の補助が全額交付されるよう、財源を確保すること。
- 3 サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成については、事業者参入が進まない状況を踏まえ、人材確保の方策を検討するとともに、計画相談支援給付費の報酬単価を引き上げること。